

平成22年度

福島町議会定例会

6月会議議案

福 島 町

平成 2 2 年度福島町議会定例会 6 月会議議案目次

| 番号   | 件 名                                | 頁   |
|------|------------------------------------|-----|
| 6    | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について            | 1   |
| 7    | 職員団体の登録に関する条例の一部改正について             | 7   |
| 8    | 福島町立学校設置条例の一部改正について                | 9   |
| 9    | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について              | 1 1 |
| 1 0  | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について            | 1 3 |
| 1 1  | 北海道町村議会議員公務災害補償組合理約の変更について         | 1 5 |
| 1 2  | 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について              | 1 7 |
| 1 3  | 渡島支庁管内公平員会規約の変更について                | 1 9 |
| 1 4  | 渡島広域市町村圏振興協議会の廃止について               | 2 1 |
| 1 5  | 平成 2 2 年度福島町一般会計補正予算 (第 3 号)       | 2 3 |
| 1 6  | 平成 2 2 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) | 4 1 |
| 1 7  | 平成 2 2 年度福島町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)   | 4 9 |
| 1 8  | 第 4 次福島町総合開発計画の変更について              | 6 1 |
| 報告 1 | 平成 2 1 年度福島町一般会計繰越明許費の報告について       | 6 5 |

議案第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月8日提出

福島町長 村田 駿

職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p><u>(1) 非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 臨時的に任用される職員</u></p> <p><u>(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p><u>(4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年福島町条例第7号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> <p><u>(5) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業している職員</u></p> <p><u>(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u></p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p><u>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p><u>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年福島町条例第7号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p> |

**(再度の育児休業をすることができる特別の事情)**

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は**第5条第2号に掲げる事由**に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは**同号**に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 及び (3) (略)

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、**当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）**。

**(育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)**

**第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。**

**(育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情)**

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は**第5条に規定する事由**に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは**同条**に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 及び (3) (略)

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、**3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）**。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(中略)

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(中略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年福島町条例第7号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務し

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(中略)

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(中略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年福島町条例第7号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員

ている職員

**(5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員**

**(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員**

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は**第12条第2号**に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 及び (3) (略)

(4) 育児短時間勤務の承認が、**第12条第3号**に掲げる事由に該当したこ

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（**育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。**）をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は**第12条第1号**に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 及び (3) (略)

(4) 育児短時間勤務の承認が、**第12条第2号**に掲げる事由に該当した

|   |   |
|---|---|
| <p>とにより取り消されたこと。</p> <p>(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)</u>が<u>3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p><u>(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時期に、当該職員以外の子の親が養育することができることとなったとき。</u></p> <p><u>(2) 及び (3)</u> (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員</u>とする。</p> <p><u>(1) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5</u></p> | <p>ことにより取り消されたこと。</p> <p>(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第12条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p><u>(1) 及び (2)</u> (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u>とする。</p> |
|---|---|

第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業している職員

(4) 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(部分休業の承認)

第17条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 (略)

(部分休業の承認)

第17条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年6月30日から施行する

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

議案第 7 号

職員団体の登録に関する条例の一部改正について

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 6 月 8 日提出

福島町長 村 田 駿

職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

職員団体の登録に関する条例（昭和 37 年福島町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>第 1 条 （略）</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第 2 条 職員団体が<u>渡島支庁管内公平委員会</u>（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項を記載した正副 2 通の申請書に、それぞれ規約を添付して提出しなければならない。</p> <p>（以下略）</p> | <p>第 1 条 （略）</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第 2 条 職員団体が<u>渡島公平委員会</u>（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項を記載した正副 2 通の申請書に、それぞれ規約を添付して提出しなければならない。</p> <p>（以下略）</p> |

附 則

この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。



議案第 8 号

福島町立学校設置条例の一部改正について

福島町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 6 月 8 日提出

福島町長 村 田 駿

福島町立学校設置条例の一部を改正する条例

福島町立学校設置条例（昭和 49 年福島町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前   | 改 正 後   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
|---|---|-----|-------|---------------|-------|---------------|---|-----|-----|-------|---------------|-------|---------------|
| 第 1 条 （略）   | 第 1 条 （略）   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| 第 2 条 福島町が設置する小学校、中学校及び幼稚園の名称及び位置は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。   | 第 2 条 福島町が設置する小学校、中学校及び幼稚園の名称及び位置は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。 |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| （中略）  | （中略）  |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| 別表第 1   | 別表第 1   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>福島小学校</td><td>福島町字月崎 357 番地</td></tr><tr><td>吉岡小学校</td><td>福島町字吉岡 204 番地</td></tr></tbody></table> | 名 称   | 位 置 | 福島小学校 | 福島町字月崎 357 番地 | 吉岡小学校 | 福島町字吉岡 204 番地 | <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>福島小学校</td><td>福島町字月崎 357 番地</td></tr><tr><td>吉岡小学校</td><td>福島町字吉岡 252 番地</td></tr></tbody></table> | 名 称 | 位 置 | 福島小学校 | 福島町字月崎 357 番地 | 吉岡小学校 | 福島町字吉岡 252 番地 |
| 名 称   | 位 置   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| 福島小学校   | 福島町字月崎 357 番地   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| 吉岡小学校   | 福島町字吉岡 204 番地   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| 名 称   | 位 置   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| 福島小学校   | 福島町字月崎 357 番地   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| 吉岡小学校   | 福島町字吉岡 252 番地   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |
| （以下略）   | （以下略）   |     |       |               |       |               |   |     |     |       |               |       |               |

附 則

この条例は、平成 22 年 8 月 18 日から施行する。



議案第9号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成22年6月8日提出

福島町長 村 田 駿

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

第6条第1項中「各支庁管内町村会長」を「各地区町村会長」に改め、同条第2項中「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」に改める。

第7条第2項中「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に改める。

別表第1中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「桧山支庁」を「桧山振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「空知支庁（35）」を「空知総合振興局（34）」に改め、「幌加内町」を削り、「上川支庁（30）」を「上川総合振興局（31）」に、「鷹栖町」を「幌加内町、鷹栖町」に、「留萌支庁（13）」を「留萌振興局（12）」に改め、「幌延町」を削り、「宗谷支庁（15）」を「宗谷総合振興局（16）」に、「猿払村」を「幌延町、猿払村」に、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「日高支庁」を「日高振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。



## 議案第10号

### 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成22年6月8日提出

福島町長 村 田 駿

#### 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第五条の表中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

別表中「石狩支庁管内」を「石狩管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島管内」に、「桧山支庁管内」を「檜山管内」に、「後志支庁管内」を「後志管内」に、「空知支庁管内」を「空知管内」に、「上川支庁管内」を「上川管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振管内」に、「日高支庁管内」を「日高管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路管内」に、「根室支庁管内」を「根室管内」に、「(桧山)」を「(檜山)」に、「(網走)」を「(オホーツク)」に改める。

別表空知管内の項中「幌加内町」を削り、同表上川管内の項中「占冠村」の下に「幌加内町」を加え、同表留萌管内の項中「幌延町」を削り、同表宗谷管内の項中「枝幸町」の下に「幌延町」を加え、一部事務組合（石狩）の項中「石狩西部広域水道企業団」を削り、(留萌)の項中「西天北五町衛生施設組合」を削り、(宗谷)の項中「利尻島国民健康保険病院組合」の下に「西天北五町衛生施設組合」を加え、(札幌)の項中「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の下に「石狩西部広域水道企業団」を加える。

#### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。



議案第11号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

平成22年6月8日提出

福島町長 村 田 駿

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に、「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。



議案第12号

北海道市町村備荒資金組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合理約を次のとおり変更する。

平成22年6月8日提出

福島町長 村 田 駿

北海道市町村備荒資金組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村備荒資金組合理約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。



議案第13号

渡島支庁管内公平委員会規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、渡島支庁管内公平委員会規約を次のとおり変更する。

平成22年6月8日提出

福島町長 村 田 駿

渡島支庁管内公平委員会規約の一部を変更する規約

渡島支庁管内公平委員会規約の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める

渡島公平委員会規約

第2条中「渡島支庁管内公平委員会規約」を「渡島公平委員会規約」に改める。

附 則

この規約は、平成22年7月1日から施行する。



議案第14号

渡島広域市町村圏振興協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、平成22年7月31日をもって渡島広域市町村圏振興協議会を廃止することの協議について、議会の議決を求める。

平成22年6月8日提出

福島町長 村 田 駿



議案第 15 号

平成 22 年度福島町一般会計補正予算（第 3 号）

平成 22 年度福島町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,112 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,062,310 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 6 月 8 日提出

福島町長 村 田 駿

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位 ; 千円)

| 款                     | 項              | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-----------------------|----------------|-----------|--------|-----------|
| 9<br>地 方 交 付 税        |                | 1,785,825 | 2,721  | 1,788,546 |
|                       | 1<br>地 方 交 付 税 | 1,785,825 | 2,721  | 1,788,546 |
| 11<br>分 担 金 及 び 負 担 金 |                | 12,222    | 1,381  | 13,603    |
|                       | 1<br>負 担 金     | 12,222    | 1,381  | 13,603    |
| 12<br>使 用 料 及 び 手 数 料 |                | 92,985    | 634    | 93,619    |
|                       | 1<br>使 用 料     | 77,863    | 634    | 78,497    |
| 13<br>国 庫 支 出 金       |                | 135,438   | 39     | 135,477   |
|                       | 3<br>国 庫 委 託 金 | 1,441     | 39     | 1,480     |
| 14<br>道 支 出 金         |                | 174,205   | 27,912 | 202,117   |
|                       | 2<br>道 補 助 金   | 53,913    | 27,912 | 81,825    |
| 19<br>諸 収 入           |                | 56,211    | 425    | 56,636    |
|                       | 5<br>雑 入       | 32,377    | 425    | 32,802    |
| 歳 入 合 計               |                | 3,029,198 | 33,112 | 3,062,310 |

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位 ; 千円)

| 款    | 項         | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 2    | 総務費       | 157,198   | 3,604  | 160,802   |
|      | 1 総務管理費   | 111,755   | 3,604  | 115,359   |
| 3    | 民生費       | 386,481   | 946    | 387,427   |
|      | 1 社会福祉費   | 291,065   | 50     | 291,115   |
|      | 2 児童福祉費   | 89,912    | 896    | 90,808    |
| 6    | 農林水産業費    | 67,902    | 19,639 | 87,541    |
|      | 1 農業費     | 7,261     | 401    | 7,662     |
|      | 2 林業費     | 18,756    | 19,121 | 37,877    |
|      | 3 水産業費    | 41,885    | 117    | 42,002    |
| 7    | 商工費       | 41,255    | 5,775  | 47,030    |
|      | 1 商工費     | 41,255    | 5,775  | 47,030    |
| 9    | 消防費       | 224,171   | 655    | 224,826   |
|      | 1 消防費     | 224,171   | 655    | 224,826   |
| 10   | 教育費       | 142,643   | 2,490  | 145,133   |
|      | 1 教育総務費   | 36,110    | △ 46   | 36,064    |
|      | 2 小学校費    | 19,426    | △ 603  | 18,823    |
|      | 5 社会教育費   | 10,643    | 3,139  | 13,782    |
| 12   | 諸支出金      | 173,249   | 3      | 173,252   |
|      | 2 特別会計繰出金 | 169,749   | 3      | 169,752   |
| 歳出合計 |           | 3,029,198 | 33,112 | 3,062,310 |



# 歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位;千円)

| 款               | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 9.<br>地方交付税     | 1,785,825 | 2,721  | 1,788,546 |
| 11.<br>分担金及び負担金 | 12,222    | 1,381  | 13,603    |
| 12.<br>使用料及び手数料 | 92,985    | 634    | 93,619    |
| 13.<br>国庫支出金    | 135,438   | 39     | 135,477   |
| 14.<br>道支出金     | 174,205   | 27,912 | 202,117   |
| 19.<br>諸収入      | 56,211    | 425    | 56,636    |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
|                 |           |        |           |
| 計               | 3,029,198 | 33,112 | 3,062,310 |

